

くらしの相談所



【問合せ先】 市民生活課市民相談センター・消費生活センター（☎ 28-9110）

隣家の木枝の伐採

隣家の木の枝が伸びてきて、自分の土地の屋根や外壁に当たっているのでは何かしてほしいという問合せが寄せられています。



樹木などの植物は財産であり、所有者に管理責任があるため、無断で伐採することはできません。また、市で強制的に伐採や指導をすることもできないため、当事者間で解決する必要があります。

話し合うことが難しい場合は、自治会などを通じて、複数人で話し合い、問題解決にあたるのも一つの方法です。

▼令和5年4月1日民法改正により、隣家の方に枝の伐採をお願いしても相当の期間内に対応しない場合などは、越境されている土地の所有者が枝を切ることが可能となるなど、法が改正されています（民法第233条第3項）

▼隣の方の代わりに自分が切ることになった場合は、後々のトラブルにならないよう、同意書など書面で残しておきましょう

市民生活相談・消費生活相談

市民相談センター・消費生活センター（ヨリネスしばた1階）では、「心配ごと相談」や「消費生活問題の相談」を受け付けていますので、ご利用ください。

開設時間＝土・日曜日、祝日・年末年始を除く
9:00～16:00（受付は15:30まで）

司法書士による無料相談 **要予約**

相談は、1人30分まで、年度に1回限りです

とき＝12月5日④13:30～16:30

ところ＝消費生活センター（ヨリネスしばた1階）

予約先＝同センター（☎28-9110）

※12月4日④15:30までに予約してください